

## 飼料高騰緊急対策事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱別表に定めるその他農林水産業振興上市長が必要と認める事業のうち、飼料高騰緊急対策事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家に対し、飼料代上昇分の一部を補助することにより、畜産農家の経営安定及び生産の継続を図ることを目的とする。

### (事業実施主体)

第3条 補助の対象となる事業実施主体は、次の各号のいずれにも該当する個人及び法人とする。

(1) 市内に住所（法人にあっては、市内に本店又は主たる事業所）を有していること。

(2) 現に畜産業を営んでおり、引き続き畜産業を継続する意思を有していること。ただし、採卵用養鶏については常時飼養羽数300羽以上、食肉用養鶏については年間出荷羽数1,000羽以上であること。なお、畜産業とは、家畜を飼養して畜産物を生産し出荷又は販売する事業をいう。

(3) 補助対象経費について、他の市町村から補助等を受けていないこと。

2 前項のほか、特別な事情があり市長が必要と認めるものについて、補助対象の事業実施主体とすることができる。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、家畜に対し餌として給与するための配合飼料の購入とする。ただし、購入数量が当該農場における飼養規模に見合っていないと判断される場合は対象外とする。

2 対象となる飼料の種類は別表1から別表3のとおりとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、事業実施主体が農場で使用するために、令和7年4月から令和8年3月までの期間に購入した配合飼料の購入に要した経費のうち、福岡市が算出する配合飼料等の1トンあたりの上昇額に購入数量を乗じた額とする。

2 上昇額は別表4のとおりとする。

### (補助率及び交付額の決定)

第6条 補助率は2分の1とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(申請の期限)

第7条 補助金の交付申請の期限は、令和8年7月31日までとする。ただし、特別な事情があり市長が必要と認める場合は、申請期間を延長することができる。

(その他)

第8条 事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱の定めによるものとする。

附 則

(施行期間等)

- 1 この要領は令和8年3月31日から施行する。
- 2 この要領は令和9年3月31日をもって廃止する。

別表1 配合飼料の種類

種類
乳牛用配合飼料、肉牛用配合飼料、豚用配合飼料、採卵鶏用配合飼料、肉用鶏用配合飼料、馬用配合飼料

別表2 配合飼料の原料名

原材料名の例	必須項目	任意区分		
	穀類	そうこう類	植物性油かす類	動物質性飼料
	とうもろこし	ふすま	大豆油かす	魚粉
	こうりゃん	米ぬか	なたね油かす	乾燥ホエー
	小麦	大麦ぬか	あまに油かす	脱脂粉乳
	大麦	コーングルテンフィード	綿実油かす	全乳粉乳
	ライ麦	ビールかす	やし油かす	ゼンチン
	エン麦	しょう油かす	落花生油かす	濃縮ホエーたん白
	米	大豆皮	大豆ホエー	フィッシュリユブル
	あわ	焼酎かす	小麦グルテン	フェザーミール
大豆	等	等	等	

別表3 配合飼料の判別例

	穀類	そうこう類	植物性油かす類	動物質性飼料	判定	判定理由
原材料数	3	1	0	0	○	
	2	1	1	0	○	
	1	1	1	1	○	
	1	3	0	0	○	
	4	0	0	0	×	区分不足
	3	0	0	0	×	区分・原材料不足
	2	0	0	1	×	原材料不足
	1	1	1	0	×	原材料不足
	0	2	1	1	×	必須区分不足

- ・穀類の区分に属する原材料を必須とし、そうこう類、植物性油かす、動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料を配合したもの。ただし、これらの区分に属する原材料が3種類以下の飼料を除く。
- ・上記に記載する4区分に属する原材料が合わせて50%以上配合されているもの。ただし、動物質性飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白割合の合計が50%以上配合された飼料を除く。
- ・飼料メーカーから購入する完全混合飼料については、配合飼料相当の数量のみ対象とする。
- ・多汁質原材料（当該原材料中の水分値が20%を超えるものをいう。）を配合した場合は、当該原材料を15%の水分値に換算した重量比をもって算出する。

別表4 上昇額一覧表

(単位：円／t)

期間	配合飼料上昇額
令和7年 4月	9,193
5月	9,233
6月	9,213
7月	7,313
8月	7,273
9月	7,263
10月	6,903
11月	6,933
12月	6,953
令和8年 1月	配合飼料価格等の 公表後算定
2月	
3月	

- ・直近5か年の各月で公表される配合飼料価格から配合飼料価格安定制度による補填金を除いた額のうち、金額が高い方の月と低い方の月を除いて平均した83,067円を基準価格とする。
- ・令和7年4月以降、月ごとの配合飼料価格から配合飼料価格安定制度による補填金を除き算出した価格から基準価格を除いた金額を上昇額とする。
- ・令和8年1月から3月の上昇額については、令和8年4月以降に公表される配合飼料価格及び配合飼料価格安定制度による補填金から算定する。